

# 荒川区立第三峡田小学校 いじめ防止基本方針

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 いじめ防止に関わる年間計画
- 5 いじめ防止の取組
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめの早期対応
  - (4) 重大事態への対処
  - (5) いじめの解決後
- 6 いじめ防止の取組についての点検・評価・公表

## 1 基本的な考え方

- (1) いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない。
- (2) いじめは、児童に長く深い傷を残す。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得る。
- (4) いじめの未然防止に日常的に取り組む。
- (5) いじめを把握した場合は、速やかに解決するため最大限の努力をする。
- (6) いじめを受ける児童の立場に立ち、親身に指導する。
- (7) いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することと変わらない。
- (8) 尊い生命が失われることは、決してあってはならない。

## 2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

- (2) 教職員は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、受けた児童の立場に立つ。「いじめ」を受けていても、本人は否定する場合がありますため、表情や言動等をきめ細かく観察するなどして確認する。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

いじめ防止対策委員会

#### (2) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー

\* 事案により柔軟に編制

#### (3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成
- ② 教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施
- ③ 年間計画の企画・実施、進捗状況の確認
- ④ いじめ防止の取組についての検証
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の見直し

\* 緊急対応

- 「いじめ」の疑いを含めた事案に関する相談・通報の窓口
- 「いじめ」の疑いを含めた事案に関する情報の収集・記録・共有
- 「いじめ」の疑いを含めた事案に対する組織的対応の中核

### 4 いじめ防止に関わる年間計画

時期	場	内容	対象等
4月	職員会議	学校いじめ防止基本方針・年間計画の確認	教職員
4月	全体保護者会	学校いじめ防止基本方針についての説明	保護者
5月	学校評議員会	学校いじめ防止基本方針についての説明	学校評議員
2月	学校評議員会	一年間の報告	学校評議員
3月	全体保護者会	一年間の報告	保護者
随時	全校朝会	校長による講話	児童
随時	道徳の時間	思いやりの心をもつことを含めた道徳の指導	児童
未定	研修会	人権尊重に関する研修	教職員
毎金	生活指導朝会	各学年の状況・「いじめ」に関する報告 配慮すべき点についての共通理解	教職員
毎木	チーム会議	学年の状況・「いじめ」に関する報告 対応についての協議	教職員
年3回	ふれあい月間	ハートルームアンケート・個人面談	児童
随時	カウンセラー 等相談	スクールカウンセラー・心理専門相談員との情 報交換	教職員
随時	いじめ防止 対策委員会	いじめ防止基本方針の作成・見直し 「いじめ」事案の報告、対応についての検討	いじめ防止 対策委員会 構成員

## 5 いじめ防止の取組

### (1) いじめの未然防止

#### ①教職員の指導力の向上

- ア) いじめの様態や特質、背景、指導上の留意点等についての理解
- イ) 教職員の不適切な言動がいじめを助長することの理解
- ウ) いじめ防止に結び付ける「分かる授業」の実施

#### ②規範意識の育成

- ア) 「いじめは絶対に許されない」との認識の醸成
- イ) いじめ防止対策推進法の周知
- ウ) 法やルールについて、意義の理解、遵守する態度の育成
- エ) 基本的な生活習慣、規範意識、自己有用感、思いやり等の道徳性の育成
- オ) 学習規律・生活のきまりの確立

#### ③豊かな人間関係づくり

- ア) 人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動の推進等による社会性の育成
- イ) 他者を思いやる豊かな情操や、自他の人格を尊重する態度の醸成
- ウ) 自他の違いを認め合い、他者と円滑にコミュニケーションを図る力の育成
- エ) 悩みごと や いじめの疑いについて、相談・報告できる信頼関係の確立

#### ④児童活動を中心とした自発的活動

- ア) あいさつレンジャーを中心とした朝のあいさつ運動
- イ) 思いやりのある学級づくりに向けた目標の設定と目標達成のための実践
- ウ) いじめ撲滅を含めた人権標語づくり
- エ) 代表委員会を中心とした児童活動、異学年交流を通しての社会性の育成

### (2) いじめの早期発見

#### ①児童の意識調査

- ア) 年間3回、ふれあい月間における、ハートルームアンケートの実施
- イ) 「困りごとや悩みごとがある」「どちらとも言えない」と回答した児童対象の、担任以外の教職員との個人面談
- ウ) 1学期6年生全員、2学期5年生全員対象の、担任以外の教職員との個人面談  
3学期は状況に応じて学年を決定

#### ②児童の観察

- ア) 児童の表情・態度、身体・服装、持ち物・金銭、言葉・行動、遊び・友人関係等について、チェックシート等に基づく観察の実施及びチーム会議等での共通理解  
(参考:『いじめ問題に対応できる力を育てるために ―いじめ防止教育プログラム―』 p.16)
- イ) 看護当番を中心とした、休み時間・放課後等授業以外の時間の観察

### ③教育相談機能の充実

ア) 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」をもつ指導の充実

イ) 担任以外の相談窓口の周知、いじめ防止カードの配付

学校：3891-0756

いじめ相談ホットライン：0120-53-8288

ウ) スクールカウンセラー・心理専門相談員との随時カウンセリング

エ) 5年生対象の、スクールカウンセラーとの全員面接

オ) 家庭訪問・保護者会・個人面談等を通しての保護者への啓発

### ④情報の共有

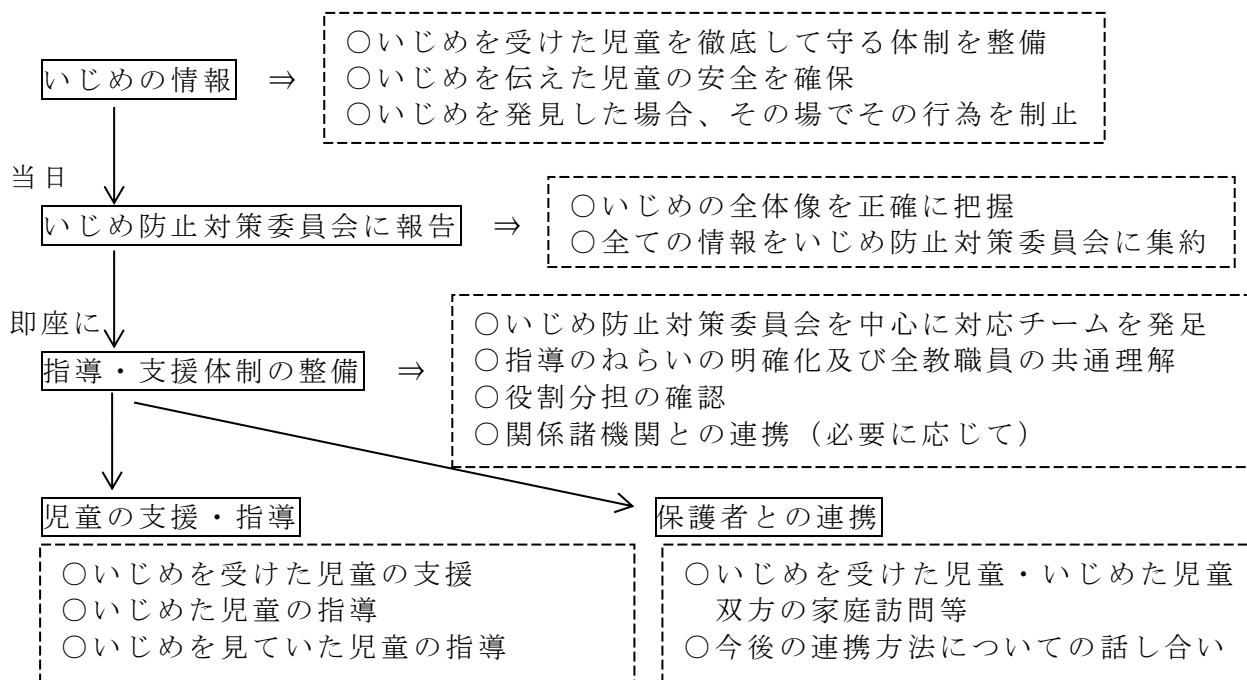
ア) 毎週金曜日 生活指導朝会

各学年の状況・「いじめ」疑いに関する報告、配慮すべき点についての共通理解

イ) 毎週木曜日 放課後 低中高学年ごとチーム会議

学年の状況・「いじめ」疑いに関する報告、対応についての協議

### (3) いじめの早期対応



### ①迅速・正確な事実確認

ア) いじめを受けた児童の保護の徹底、いじめを伝えた児童の安全の確保

イ) 一つの事象にとらわれず、複数名での聞き取りによりいじめの全体像を正確に把握

ウ) ファイリングの徹底と全教職員による情報の共有

### ②いじめを受けた児童の支援

ア) 徹底して守り抜くことを本人・保護者に表明

イ) 対応についての説明、不安な点についての聞き取り及び対応策の提示

ウ) 表面的に解決したと判断せず、継続的に支援

③いじめた児童の指導

- ア)いじめた行為に対する毅然とした指導、いじめた背景の理解
- イ)自分がどうするべきであったか、これからどうすべきか考えさせる
- ウ)人権意識の醸成

④いじめを見ていた児童の指導

- ア)いじめを全体の問題として対応、絶対に許されない行為であることを指導
- イ)いじめの根絶に本気で取り組む姿勢の表明
- ウ)いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつ指導

⑤保護者との連携

- ア)いじめを受けた児童・いじめた児童双方の家庭訪問等
- イ)事実関係の伝達
- ウ)指導方針の説明、連携についての協力依頼

(4) 重大事態への対処

①重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条より)

②重大事態への対処

- ア)いじめを受けた児童に対する、複数の教職員による切れ目のない保護
  - イ)児童の帰宅後、保護者との電話連絡等による積極的な状況把握
  - ウ)いじめを受けた児童・保護者の心のケアのためのスクールカウンセラーの活用
  - エ)スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握及びケア
  - オ)適応指導教室への通級等の実施
- \* 重大事態発生後速やかに教育委員会指導室に報告

(5) いじめの解決後

①チームによる見守り

- ア)いじめを受けた児童の安心感、心のケア
- イ)全教職員による継続的な見守り

②定期的な個人面談

- ア)解決後断続的に実施し、状況を把握
- イ)スクールカウンセラーによる面談

③家庭への定期的な連絡

- ア)学校での様子、面談の結果等についての報告
- イ)家庭での様子の聞き取り、寄り添う姿勢の表明

6 いじめ防止の取組についての点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止対策委員会を中心とした全教職員での点検、見直し
- ②保護者会、HP等での周知

(2) いじめ防止の取組について

- ①学校関係者評価において、児童・保護者・教職員が評価
- ②評価結果の分析に基づき、取組の改善案を作成
- ③学校関係者評価委員会における検討
- ④評価結果の公表、児童・保護者・地域住民への周知